

## 6 配慮事項

### (1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じて配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

### (2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

### (3) 配慮に当たっての提出書類等

#### ア 身体等に障がいのある生徒

- (ア) 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する生徒は、特別措置願Ⅰ（様式第24号）を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- (イ) 中学校長は、特別措置願Ⅰの提出を希望する生徒について、把握でき次第できるだけすみやかに志願先高等学校の校長に連絡すること。
- (ウ) 連絡を受けた高等学校長は、すみやかに県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
- (エ) 高等学校長は、受け付けた特別措置願Ⅰの写しをファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出すること。

#### イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

- (ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件
  - a 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日後の期間（帰国又は来日した日から平成28年2月1日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上であること。
  - b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。
- (イ) (ア)のa及びbの要件を満たす志願者については、全日制課程の一般入学者選抜においては、国語、数学、英語の3教科で受検することができるものとする。また、選抜に当たっては、配慮を行った学力検査、面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、その高等学校で成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。
- (ウ) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いを希望する者は、特別措置願Ⅱ（様式第25号）を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- (エ) 中学校長は、特別措置願Ⅱの提出を希望する生徒について、把握でき次第できるだけすみやかに志願先高等学校の校長に連絡すること。
- (オ) 連絡を受けた高等学校長は、すみやかに県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
- (カ) 高等学校長は、受け付けた特別措置願Ⅱの写しをファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出すること。

#### ウ 中学校における長期欠席等の生徒

中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒（P.22 7自己申告書（2）自己申告書を提出できる者）は、自己申告書（様式第26号）を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出することができる。

## 7 自己申告書

### (1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができるようにすることをねらいとし、希望する者は自己申告書（様式第 26 号）を提出できるものとする。

### (2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

ア 第 3 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の者

イ 第 3 学年の欠席日数が 50 日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者

(ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者

(イ) 保健室登校、院内学級などにより通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者

(ウ) 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の者

### (3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望など、志望する高等学校に理解してほしいことがらとする。

### (4) 志願者への周知

中学校長は、県立高等学校を志願する生徒に、「県立高校入試の自己申告書について」（様式第 27 号）を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。

なお、希望する生徒に、「自己申告書」（様式第 26 号）を配付する際は、必ず様式の裏面（自己申告書についての注意事項）も印刷すること。

### (5) 提出

自己申告書を提出しようとする者は、中学校名・本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校長に提出する。

自己申告書の提出を受けた中学校長は、他の出願書類とともに志願先高等学校の校長に提出する。

### (6) 高等学校の取扱いについて

中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、自己申告書の内容に応じて、受検者全員に対して実施する面接又は口頭試問とは別に、個人面談を実施したり、選抜方法を工夫するなどの配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。